

○報道機関に対する広報事務処理要領の制定について（例規通達）

昭和45年10月1日

広秘第756号警察本部長

改正 昭和54年3月広務第89号 昭和56年4月広警務第376号

昭和57年3月広警務第293号 令和6年3月1日

各部長・参事官

各所属長

情報化社会と言われる今日、警察業務の執行に当たっても、新聞、テレビジョン、ラジオ放送等の報道機関が果たす役割は極めて大きく、それだけに警察としても、これら報道機関との良好な協力関係を確立し、公衆の警察に対する正しい理解を深め、警察活動に対する積極的な協力を得るように努める必要がある。このような意味から、この度報道機関に対する広報事務の処理要領を次のように定めたから、今後、県警察としての報道機関に対する発表体制は、これによることとし、報道機関とのより緊密な連携を維持発展させるよう配意されたい。

記

報道機関に対する広報事務処理要領

第1 報道機関に対する発表の要領

1 発表の時機、方法等

(1) 広報課長と広報事務担当者との協調

各所属の広報事務担当者は、当該所属の主管事務に関し、新聞記者、テレビジョン及びラジオの放送記者その他報道関係者に対して声明その他公表事項の発表をしようとするときは、あらかじめその旨を広報課長に連絡し、発表の時機、場所、発表者、発表事項の内容等について、報道の公正が保たれるよう必要な打合せをしなければならない。

(2) 緊急発表の特例

前記(1)にかかわらず、発表事項の内容及び性質上緊急に発表する必要があるときは、広報事務担当者は、発表後遅滞なく、発表の日時、場所、発表者、発表事項の概要及び当該発表を取材した報道機関を広報課長に連絡しなければならない。

(3) 記者発表に当たつての配意事項

広報課長及び広報事務担当者は、記者発表をするに当たつては、常に、警察活動の円滑な遂行を考慮しつつ、次に掲げる事項について最大限の配慮をしなければならない。

- ア 報道の自由を尊重し、報道の公正と迅速を阻害しないようにすること。
- イ 発表事項の伝達については、すべての報道機関に対し、公平な取扱いをすること。
- ウ 発表に際しては、必要に応じ、資料を提供し、又は報道記事の締切時間、発表場所等について考慮するなど、できるだけの便宜の供与をすること。

## 2 報道機関への連絡

### (1) 広報課長への事前通知

各所属長は、記者会見等により発表、公表等をする事案があるときは、事前に広報課長へ通知するものとする。

### (2) 各社への連絡

広報課長は、各所属から前記(1)の通知を受けた場合には、遅滞なく、当該記者会見、発表等をする日時、場所その他の取材に必要な事項を、記者クラブ幹事社を通じる等して各社に連絡しなければならない。

## 第2 重要事件等の現場における発表の要領

### 1 広報課長の現場派遣

#### (1) 派遣命令

警察本部長は、社会の関心を集めるような重要若しくは特異な事件、事故等又は大規模な災害の発生に際し、必要があると認めるときは、広報課長を現地に派遣するものとする。

#### (2) 派遣要請

各所属長は、前記(1)のほか、当該所属において行う報道機関に対する発表その他の広報活動上必要があるときは、警察本部長に対し、広報課長の派遣を要請することができる。

### 2 広報課長等の現場活動

#### (1) 広報課長の活動

広報課長は、前記1により事件、事故、災害等の現場に派遣されたときは、当該現地の捜査本部、対策本部等又は警察署において、当該本部長又は警察署長を補佐し、報道機関に提供する情報資料の収集、整理及び発表、警察活動と報道機関の取材活動との連絡調整その他現場報道に関する事務を総括整理するものとする。

#### (2) 広報事務担当者等の活動

広報事務担当者及び広報連絡員（所属長が、所属職員のうちから当該事件等に関する広報要員として指名した者をいう。以下同じ。）は、広報課長の現場活動を補助し、及びこれに協力して、現場における警察活動と報道機関の取材活動との調整その他広

報連絡に従事しなければならない。

(3) 広報腕章の着用

事件等の現場において広報活動に従事する広報課長及び広報連絡員は、報道関係者に対し、自己の所在と任務を明らかにし、広報連絡事務の円滑な遂行を図るため、現場広報活動に従事中、別図の広報腕章を着用しなければならない。

3 広報課長との緊密な連絡

各所属長は、その所掌事務に係る報道対策を講ずるに当たっては、広報課長と緊密な連絡の下に、警察と報道機関との良好な協力関係を維持発展させるように努めなければならない。

第3 広報課長への情報連絡

警察本部の各所属長は、警察本部長に即報を要する事件情報、事故発生報告、災害発生報告等で、かつ、報道機関に発表する必要があると認められるものを受理したときは、直ちに、電話その他時宜に応じた方法により、その概要を広報課長に連絡しなければならない。

通信指令官が、これら情報、報告等を受信し、又は傍受したときも、また同様とする。

別図

広報腕章

